

愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱

令和7年6月24日

(目的)

第1条 県は、愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業（以下、「本事業という。」）において、自転車乗車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）を購入に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。（以下、「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、高齢者による自転車乗車中の交通死亡事故の減少やヘルメット着用率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒等から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかが表示されている新品のものをいう。
 - ア J I Sマーク（日本産業規格に適合することを証するものをいう。）が付されているもの。
 - イ S Gマーク（一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの
 - ウ J C Fマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの
 - エ C Eマーク（欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの
 - オ G Sマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの
 - カ C P S Cマーク（米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの
 - キ その他アからカまでに相当する安全基準に適合することを証するマークが付されているもの
- (2) 高齢者 当該年度に満65歳以上になる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内に住所を有する高齢者であること。
- (2) 補助金交付申請の際に身分証明書（住所、氏名、生年月日が記載されているもの。）を提示又はヘルメット購入日以降に申請する場合には、申請書とともに送付できること。
- (3) 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団準構成員に該当しないこと。

（補助対象ヘルメット）

第 4 条 本事業における補助金の交付対象となるヘルメットは、本事業において、愛媛県が主催するイベントに出店する店舗において購入したものに限る。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車を利用する高齢者自らが着用するためのヘルメット購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

- 2 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回を限度とする。ただしヘルメットが破損等により使用できない状態にある者は除く。
- 3 本事業における補助金と他の補助金との併用は認めない。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、3,000 円を上限とする。ただし購入金額が上限を下回る場合は、ヘルメットの購入に要した費用分とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、購入した日の属する年度の 1 月末日までに愛媛県知事に申請しなければならない。

- (1) 公的機関が発給した申請者の身分証明書（住所、氏名、生年月日が記載されているもの。）の写し
- (2) 領収書等（店名、品名、購入日、購入金額が記載されているもの。）の写し
- (3) 補助金振込先金融機関の口座確認書類（申請者名義の通帳（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が記載された頁）またはキャッシュカード）の写し

（補助金の交付決定）

第 8 条 愛媛県知事は、前条の補助金交付申請書兼請求書を受理したときは、当該申請の内容を精査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第 2 号）に

より申請者に補助金を支給し、補助金を交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（取消し及び返還）

第9条 愛媛県知事は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者が虚偽その他不正の手段によって補助金の交付を受けた者と認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。また、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

2 本事業において補助金を申請した者が、他機関等が実施する同種事業の補助金を申請した場合も同様とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、愛媛県知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する本事業について適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先



愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、交付対象と認められた場合は、本状をもって請求いたします。

一連番号	— —			
申 請 者	氏 名（フリガナ）		生 年 月 日	
			年 月 日生	
補助金 振込先 口座	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連		本店・支店・支所	
	口座 名義人		フリガナ	
	普通・総合・当座		口座番号	
同 意 欄	補助金交付に際して、暴力団員又は暴力団準構成員のいずれにも該当しないことを誓約します。 署名（自筆）			

- 【添付書類】
- 1 申請者の身分証明書（住所、氏名、生年月日が記載されているもの）の写し
 - 2 領収書等の写し
 - 3 補助金振込先金融機関の口座確認書類（申請者名義の通帳（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が記載された頁）またはキャッシュカード）の写し
- ※ 太枠内は記載しないでください。

様式第2号（第8条関係）

補助金決定通知書

年 月 日

様

愛媛県知事

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

愛媛県知事

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しない
ことと決定したので、愛媛県自転車利用高齢者ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱
第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由